

# T a m a c a キャッシュレスカード会員規約

## 第1章 総則

第1条 (趣旨) T a m a c a キャッシュレスカードの会員及び運営については、他の規約に特別に定めがある場合を除くほか、この規約の定めるところによります。

第2条 (定義) この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 会場 ポートピア玉川をいいます。
- (2) 運営者 浜名湖競艇企業団をいいます。
- (3) 舟券 勝舟投票券をいいます。
- (4) カード T a m a c a キャッシュレスカードをいいます。
- (5) カードサービス 舟券の購入、払戻金及び返還金の交付並びに精算やポイントが付与され、会員特典が受けられるキャッシュレスサービスをいいます。
- (6) カード等 カード及びそのサービスの用に供する機器及び装置をいいます。
- (7) 電子マネー カード等に電磁的に記録される金銭的価値をいいます。
- (8) 入金 カード等に現金を登録又は積み増しすることをいいます。
- (9) 会員等 会員及び入会を希望する方をいいます。
  - (10) 入会手続き 第6条(入会)に規定する手続きをいいます。
  - (11) 更新手続き 第10条(会員資格の更新)に規定する手続きをいいます。
  - (12) 退会手続き 第11条(退会)に規定する手続きをいいます。
  - (13) 会員ID 会員を識別する為の文字、記号、その他の符号又はこれらの結合をいいます。
  - (14) 本人特定事項 氏名、性別、電話番号、生年月日及び電子メールアドレスをいいます。
  - (15) 相続申請者 会員の相続権者の中、会員の死亡によりカードに入金された電子マネーの額を現金で精算する申請を行う代表者1名をいいます。

第3条 (運営) カードサービスは、運営者が運営します。

第4条 (規約の変更) 運営者は、一定の予告期間をもって運営者所定の方法により会員に通知した場合は、この規約の全部又は一部を変更することができます。この場合において予告期間内に、会員が退会手続きをしない場合は、会員は、その変更を承諾したものとみなします。

## 第2章 入会及び退会等

第5条 (会員資格の条件) 会員はこの規約を確認し、これらを遵守することを同意した方で、運営者が定める会員資格を有している方とします。

2 次の各号のいずれかに該当する方は、カードの会員になることはできません。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人又は破産者で復権を得ない方
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行の免除を受けることのできない方、又は競馬法(昭和23年法律第158号)、自転車競技法(昭和23年法律第209号)、小型自動車競技法(昭和25年法律第208号)もしくはモーターボート競走法(昭和26年法律242号)の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わるまでの方又はその執行の免除を受けることのできない方
- (3) 集団的もしくは常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行う恐れがあると認めるに足りる相当な理由がある方
- (4) 他人の生命もしくは財産又は公共の安全を害する恐れがあると認めるに足りる相当な理由がある方
- (5) モーターボート競走法(昭和26年法律242号)第11条の規定により舟券の購入が禁止されている方
- (6) 運営者から連絡することができる電話番号を有していない方
- (7) この規約の違反により除名処分を受けたことがある方
- (8) 既に会員であって二重に会員資格を得ようとする方
- (9) その他運営者が会員として不適正であると判断した方

第6条 (入会) 入会を希望する方は、運営者所定の手続きを行うことにより、会員となります。

第7条 (カード) 運営者は、会員に対し、カードを発行します。

第8条 (暗証番号) 会員は、カードの暗証番号を運営者に登録します。

第9条 (会員資格の有効期間) 会員資格の有効期間は、入会した日から1年間とします。

第10条 (会員資格の更新) 会員資格の有効期間が満了する日までに会員が電子マネーで舟券を購入した場合は、その購入した日から1年間が経過するまでの期間に更新されます。

第11条 (退会) 退会を希望する会員は、運営者所定の手続きを行い、その手続きの完了をもって、退会となります。

第12条 (除名等) 運営者は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に会員に通知又は催告することなく、除名又は会員資格の一時停止をすることができます。

- (1) 入会手続きに係る書面に虚偽の記載をしていたことが判明した場合
- (2) 第5条(会員資格の条件)第2項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合
- (3) 第22条(禁止事項)各号のいずれかの行為をしたと運営者が判断した場合
- (4) この規約に違反した場合

第13条 (会員資格の喪失) 会員は次の各号に掲げる事由により、その資格を失います。

- (1) 会員資格の有効期間の満了
- (2) 退会又は除名
- (3) 死亡

## 第3章 利用範囲等

第14条 (利用範囲) 会員は、当場に限り、カードサービスを利用することができます。

第15条 (カードの管理) 会員は、善良な管理者の注意をもって、保管及び暗証番号の管理をしなければなりません。

第16条 (自己責任の原則) 会員は、カードサービスを利用してなされた一切の行為及びその結果について、一切の責任を負わなければなりません。

2 会員は、カードサービスの利用に関して、問い合わせ、苦情その他の意見又は紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれを解決処理しなければなりません。

3 会員は、カードサービスを利用してなされた行為により、第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と費用をもって損害を賠償しなければなりません。

第17条 (カードの提示) 会員は、カードサービスを利用する際に運営者が求めた場合は、カードを提示しなければなりません。

第18条 (カードの再発行) 会員は、紛失、盗難、汚損その他の事由により、カードを使用することができなくなった場合は、運営者所定の手続きを行い、再発行費用を運営者に納入することに

より、カードの再発行を受けることができます。

2 前項の再発行費用は、1,000円とします。

第19条 (カードの返還) 会員は、その資格を喪失した場合は、速やかにカードを返還しなければなりません。

第20条 (会員資格の譲渡の禁止等) 会員は、その資格を第三者に譲渡又は貸与、売買することはできません。

2 会員は、その資格に質権、譲渡担保権その他の権利を設定することはできません。

第21条 (変更の届出) 会員は、本人特定事項その他届出事項に変更があった場合は、速やかに運営者所定の手続きを行わなければなりません。

第22条 (禁止事項) 会員は、カードサービスの利用に当たり、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- (1) カードの偽造もしくは変造又は不正に作成されたカードの使用
- (2) カードの第三者への貸与又は譲渡もしくは売買
- (3) 他の会員又は運営者に迷惑、不利益又は損害を与える行為
- (4) 他の会員又は運営者に対する差別又は誹謗中傷
- (5) 他の会員又は運営者の名誉又は信用を毀損する行為
- (6) 運営者又は第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為
- (7) 運営者又は第三者にみだりな行為
- (8) カードサービスの運用に支障を与える行為
- (9) その他の法令又は公序良俗に違反する行為
- (10) 前各号のいずれかの行為を援助又は助長する行為
- (11) 前各号のいずれかの行為をする恐れがある行為

## 第4章 運営

第23条 (サービス内容の変更等) 運営者は、事前に会員に通知することなく、サービスの内容又は名称を変更することがあります。

2 運営者は、サービスの提供に関して個別に規定を設けることができ、その個別の料金を会員に求めることができます。

第24条 (サービスの一時停止) 運営者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に会員に通知することなくサービスを一時停止することができます。

- (1) 設備の点検、保守又は改修を緊急に行う場合
- (2) 天災、火災、停電、その他の事由によるサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 運用上又は技術上の理由によりサービスの一時的な中断が必要であると運営者が判断した場合
- (4) 競走の中止又は順延によりサービスの提供ができなくなった場合

第25条 (サービスの中止) 運営者は、サービスの全部又は一部を中止することができます。この場合において、運営者は、運営者所定の方法により、その中止する日の3箇月前までにその旨を

会員に通知します。

第26条 (免責) 運営者は、次の各号に掲げる場合は、一切の責任を負いません。

- (1) 第18条(カードの再発行)に規定する事由の如何にかかわらず、第三者がカードを用いてなされた行為により、会員又はその第三者以外の者に損害を与えた場合
- (2) 第24条(サービスの一時停止)に基づくサービスの一時的な中断及び第25条(サービスの中止)に基づくサービスの中止により、会員に損害が生じた場合
- (3) サービスの提供により、会員又は第三者に損害が生じた場合
- (4) サービスを利用したこと又はサービスを利用できなかったことにより、会員に損害が生じた場合
- (5) 特典の第三者による不正な受け取り、配送遅延、紛失又は盗難により、会員に損害が生じた場合
- (6) その他会員がこの規約に違反したことにより、会員又は第三者に損害が生じた場合

第27条 (見なし到達措置) 運営者は、本規約の規定により会員へ送付した通知が到達しなかった場合であっても、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

## 第5章 電子マネーサービス

第28条 (チャージ) 会員は、会場内の入金精算機で現金を電子マネーに交換することができます。

2 前項の規定による電子マネーへの交換は、100円単位とします。

第29条 (舟券の購入) 会員は、キャッシュレス投票機でカードの認証を受けた場合は、電子マネーで舟券を購入することができます。

2 前項の規定による舟券の購入は、100円単位とし、入金されている電子マネーの残高を限度とします。

第30条 (売買契約の成立等) 会員は、キャッシュレス投票機において、購入する舟券の内容を確認した旨を通知することにより、舟券の購入を申し込むことができます。

2 舟券の購入に係る売買契約は、キャッシュレス投票機において、前項の規定による申し込みを承諾した旨を表示した時に成立します。

3 会員は、成立した売買契約の解除又は変更をすることができます。

4 運営者は、会員に代わって、発売した舟券を受領します。

第31条 (電子マネーの残高の確認) 会員は、キャッシュレス投票機で電子マネー残高を確認することができます。

第32条（電子マネーの精算） 会員は、カードの暗証番号を入力することにより、入金精算機で、電子マネーの額を現金で精算することができます。但し、会員資格を喪失している場合は、この限りではありません。

2 第13条第3号に規定する会員の死亡により会員資格を喪失し、運営者が相続申請者による申請を受けた場合は、運営者所定の方法で相続申請者が会員の相続権者であること及び他の相続権者の同意等について確認したうえで相続申請者に電子マネーの額を現金で払い戻すものとします。

第33条（電子マネーの精算期限） 電子マネーの精算期限は、第9条（会員資格の有効期間）及び第10条（会員資格の更新）の規定に準じることとします。

2 前項の精算期限を超えた電子マネーについては、会員資格を喪失した本人から運営者への申請があった場合は、運営者所定の手続きを行った上で、現金で払い戻されるものとします。また、運営者は、入会した日からもしくは最終取引日から10年間、精算期限を超えた電子マネーを保存するものとし、その後の電子マネーについては理由の如何を問わず失効します。失効後の電子マネーについては一切払い戻ししません。

3 前項に規定する保存期間中の電子マネーについて、会員資格を喪失した本人が死亡している場合は、前条第2項の規定に準じることとします。

## 第6章 ポイントサービス

第34条（ポイントの取得等） 会員は、次の各号に掲げる場合は、ポイントを取得することができます。

(1) 第24条（サービスの一時停止）及び第25条（サービスの中止）に該当しない場合に、舟券を購入した場合（その舟券の投票が無効になった場合を除く。）

(2) 前号のほか、運営者が指定するサービスを利用した場合

2 ポイントの取得比率は、別に定めるところによります。

第35条（ポイントの交換） 会員は、運営者所定の方法により、取得したポイントを特典と交換することができます。

2 前項の規定による交換の比率・期間その他の条件は、別に定めるところによります。

第36条（特典） 会員は、運営者が指定する場所において、特典を受け取ることができます。

2 前項に規定する場所での引き渡しに困難であると認める場合には、特典を会員の住所に送付することがあります。この場合において、その特典が運営者に返送されたときは、理由の如何を問わず、会員はその特典を受け取る権利を失います。

第37条（ポイントの取消等） 運営者は、会員がこの規定に違反した場合は、事前に会員に通知又は催告することなく次の各号に掲げる措置を講じることができます。

(1) ポイントの全部又は一部の取り消し

(2) ポイントの取得又は利用の停止

第38条（ポイントの有効期限） ポイントの有効期限は、その取得の日から1年間とします。

第39条（ポイントの失効） 会員資格を喪失した場合は、直ちにポイントに関する一切の権利を失います。

第40条（ポイントの制限事項） 会員は、次の各号に該当する行為を行うことができません。

(1) 他の会員又は第三者へのポイントの譲渡

(2) 他の会員が所有するポイントとの合算

(3) 第三者によるポイントの特典との交換

(4) 第三者によるポイント特典の受領

(5) ポイントの特典との交換の取り消し

(6) ポイントの返還の請求

## 第7章 個人情報

第41条（個人情報の保護及び管理） 会員等は、運営者が必要な保護措置を行ったうえで、次の各号に掲げる会員等の個人情報をこの規約に基づき取り扱うことに同意します。

(1) 本人特定事項及び暗証番号

(2) 前号のほか、入会手続き、更新手続き又は退会手続きに際して会員等が提出した書類に記載された事項

第42条（個人情報の利用目的） 運営者は、会員等の個人情報を次の各号に掲げる利用目的を達成する為に必要な範囲で利用します。

(1) カードの発行

(2) 更新手続きのための必要な書類の送付

(3) 各種サービスの提供

(4) 各種サービス、特典、キャンペーンその他の事項のご案内

(5) アンケート調査の実施及びアンケート調査のご協力に対する謝礼の進呈

(6) 懸賞の抽選、懸賞の当選の通知及び商品の発送

(7) 会員等からの問合せ、ご要望その他の事項への回答又は対応

(8) 個人情報の取り扱いに関する会員等の同意を得るための書類もしくは電子メールの送付又は電話連絡

(9) その他会員等からの同意を得た範囲における理由

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運営者は、個人情報を取り扱うことができます。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、会員等の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、会員等の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、会員等の同意を得ることによりその事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

第43条（個人情報の開示、訂正及び削除） 会員等は、運営者所定の方法により、運営者に対して、運営者が保有する自己に関する個人情報を開示するように請求することができます。運営者が保有する個人情報の内容が万一不正確又は誤りであることが判明した場合には、運営者は、速やかに訂正又は削除に応じます。

第44条（委託先への提供） 運営者は次の各号に掲げる業務を委託する場合は、個人情報をその委託する第三者に提供します。

(1) 個人情報のデータの入力に関する業務

(2) 各種案内もしくは書類の送付又は特典もしくは賞品の発送に関する業務

(3) 個人情報が保存されている電子計算機の保守に関する業務

(4) その他運営者が必要であると認めた運営に関する業務

第45条（保存期間） 運営者は、次の各号に掲げる方の個人情報をその各号に定める日から1年間保存します。

(1) 入会を希望する方 入会を断った日

(2) 会員 会員資格を喪失した日

2 運営者は、前項の期間が経過した場合は、個人情報の廃棄又は消去をします。但し、法令の規定に基づき保存しなければならない場合は、この限りではありません。

## 第8章 雑則

第46条（管轄裁判所） 会員と運営者の間で生じた問題が解決しない場合は、静岡地方裁判所浜松支部を第一審の管轄裁判所とします。